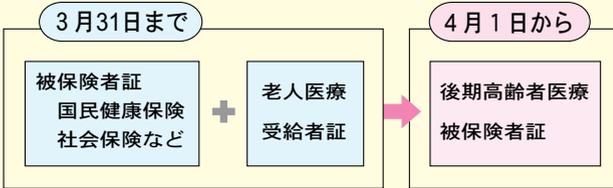


4月スタート 後期高齢者医療制度が始まります！ 75歳以上の人へ

1. 医療機関で受診するとき

○「後期高齢者医療被保険者証」を提示します



被爆者健康手帳や重度心身障害者医療費受給者証を持っている人は、併せて提示してください。

○窓口での自己負担

これまでの老人保健制度と同様に1割(現役並み所得者は3割)です。

2. 保険料の納め方

○特別徴収

後期高齢者一人ひとりの4月に支給される年金から天引きされます。

○普通徴収

年金額が年額18万円未満の人や年度途中で75歳になった人などは、納付書または口座振替により納付します。

※平成20年4月からの特別徴収対象者は、3月31日時点で国民健康保険に加入していた75歳以上の人です。それ以外の方は、7月から9月までは普通徴収、10月から特別徴収または普通徴収となります。

問い合わせ先 保険医療課 (☎0848⑦6056FAX0848⑥42130)

4月から

パブリックコメント制度を導入します

Q. どんな制度？

A. 市が基本的で重要な政策(計画や条例など)を立案する過程で、その目的や内容などを市民に公表し、提出された市民の意見を踏まえて意思決定を行い、また意見に対する市の考え方を公表する一連の手続きをいいます。
※パブリックコメント=意見公募、意見提出

Q. 目的は？

A. ○市政運営の公正の確保と透明性の向上○市民の市政への参画の促進○市民協働のまちづくりの推進

Q. 制度の対象は？

A. 市の重要な計画を策定したり、市民生活に深く関わりのある条例を定める場合などで、例えば、長期総合計画、協働のまちづくり推進計画などが対象になります。

Q. 意見募集の方法は？

A. 市のホームページや広報みはらなどでお知らせし、関係資料は担当課の窓口での配布・閲覧や、市ホームページなどで公表します。

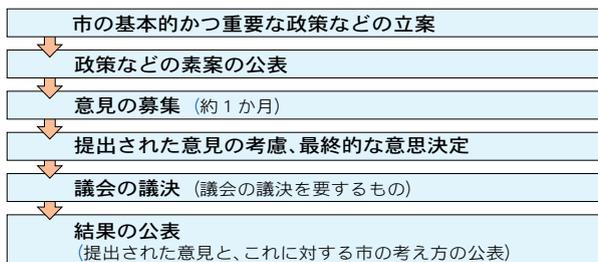
Q. 意見の提出方法と提出先は？

A. 各担当課で、文書の窓口提出、郵送、ファクス、電子メールにより受け付けます。受付期間は概ね1か月です。

Q. 意見と市の考え方の公表は？

A. 意見に対して個別に回答するのではなく、市ホームページなどでまとめて、提出された意見とこれに対する市の考え方を公表します。個人の名前などを公表することはありません。
※詳しいことは市ホームページでお知らせしています。

パブリックコメント手続きの主な流れ



問い合わせ先 秘書広報課(☎0848⑦6007)

まちづくり支援事業 助成団体 募集

～市民団体が行う社会貢献活動を助成～

【まちづくりはじめの一步】

対象 まちづくりの第一歩を踏み出そうとしている団体
助成金額 一律5万円(1回のみ)

【まちづくり活動助成】

対象 市内全域を対象とした、個性的で魅力あるまちづくりに取り組んでいる団体
助成金額 上限30万円(活動費の2分の1を補助、3回まで)

《応募できる団体》

次の①～③の条件をすべて満たす団体
①5人以上で構成され、その半数以上が市内在住または通勤・通学者で、誰でも加入できること
②まちづくり活動を行うことを規約などに定め、将来も活動を継続すること
③活動内容が市内全域を対象とし、まちの活性化につながる活動であること
申し込み 30日(水)(当日必着)までに、交付申請書(まちづくり推進課、各支所に用意)、団体概要書(規約、会員名簿など)、まちづくり活動の内容がわかる資料などをまちづくり推進課(本庁4階)または各支所へ
※申請書は市ホームページからもダウンロードできます。

問い合わせ先 まちづくり推進課(☎0848⑦6184FAX0848⑦6199)